

平成30年4月から 新たな国保制度が始まります
道民みんなで国保を支えます

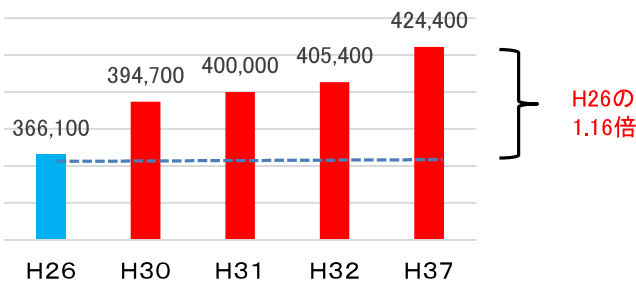


- 道民の1/4が加入する国保。国民皆保険を支えるため、みんなで守っていきましょう。
- 平成30年4月から、市町村に加え、道も国保の運営に関わります。
- 全道で同じ水準の保険料(保険料の平準化)をめざします。

【北海道国保の課題】

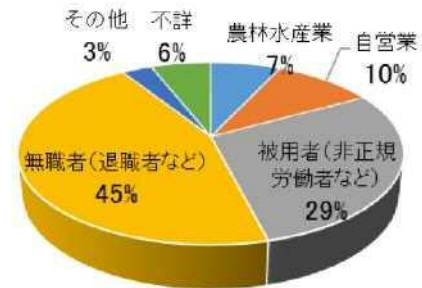
- 加入者に高齢者が多く、医療費水準が高い。
- 一人当たりの医療費が年々増加、平成37年には現在の約1.16倍に。
- 所得の低い加入者(非正規労働者、年金受給者)が多く、負担が重い。

国保一人当たりの医療費 (単位:円)

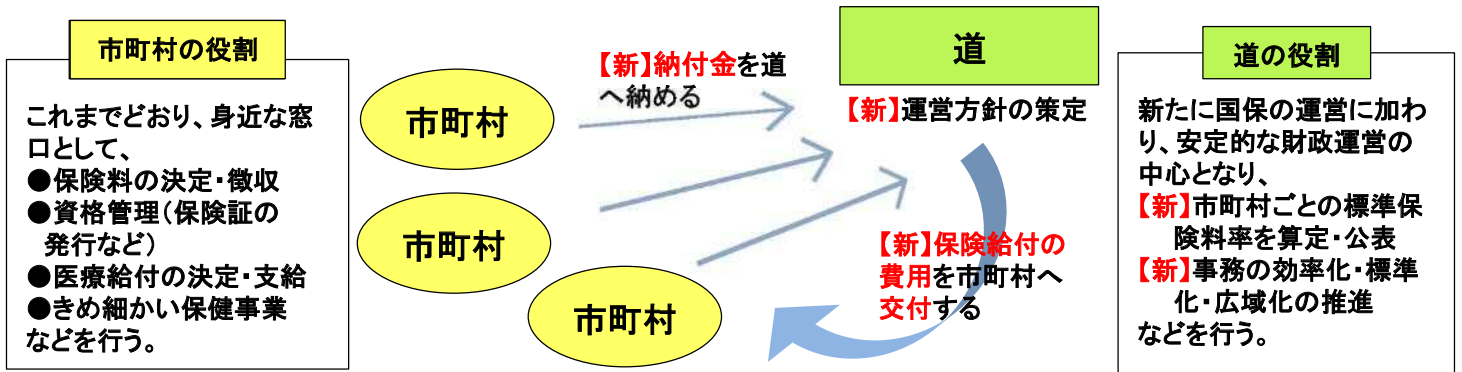


※ H26は実績、H30以降は推計。

国保加入者世帯の職業(H27 北海道)



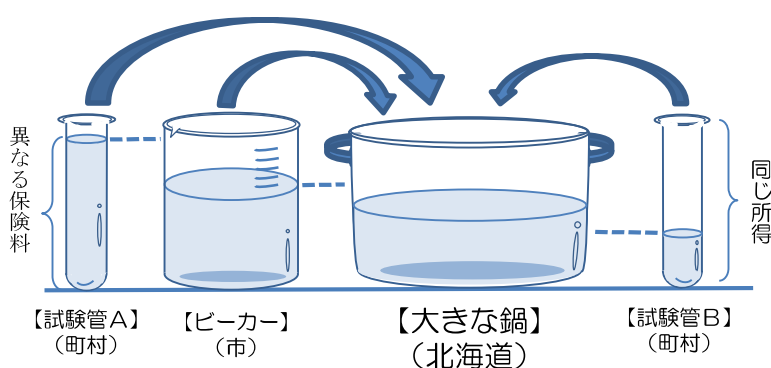
【市町村と道の新たな役割分担】



【新たな国保制度の目的】

- 市町村で大きな差がある保険料を平準化し、全道で公平な負担に近づけていく。
- 市町村が抱える医療費増加リスクを、全道で分散させていく。

保険料平準化のイメージ



現在

- ・容器の高さ(所得)が同じでも、水位(保険料率)が大きく異なる。
- ・容器が小さい(ビーカー・試験管=市町村の規模)ので、水が少しでも増えると、水位(保険料率)が急激に上昇する。

<保険料平準化> ↓ <リスクの分散>

H30s

- ・大きな鍋(北海道)に移すと、水位は同じ(同じ所得なら保険料は同じ水準)。
- ・容器が大きい(大きな鍋=北海道)ので、水が多少増えても、水位(保険料率)がわずかに上昇しない。

「北海道国民健康保険運営方針」

新しい制度における、国保運営の統一的な方針です。

【主な内容】

- 市町村が道に納める納付金の算定方法
- 保険料が急激に上昇しないための激変緩和措置の方法
- 医療費適正化の取組
- 事務の広域的・効率的な運営の推進

社会情勢や取組の状況を踏まえて3年ごとに見直します。
(必要があれば、随時見直しを行います。)

<統一の方針>

市町村

連携
協力

北海道

新しい国保制度に関する疑問にお答えします！

なぜ、国保制度の見直しが必要なの？



- 国保は医療保険ですので、市町村のような小さい単位で運営するには限界がある上に、少子高齢化や人口減少により、地域によっては今後加入者が減り続けていくおそれもあります。
- また、他の医療保険と違い、市町村ごとに保険料が大きく異なっているため、北海道全体としては、公平な加入者負担とはなっていません。
- そのため、運営の単位を全道に拡大し、国民皆保険の要である国保の基盤を固め、安定した制度として次の世代に引き継げるように見直します。

国保は保険料だけで支えられているの？



- 国保の基本的なしくみでは、公費（税金）とみなさんが納める保険料とで半分ずつ負担することとなっています。国は、新たな制度において、国保に対する公費負担を拡充することとしています。
- 実際には、公費のほかに、65～74歳までの加入者にかかる医療費に対して他の医療保険から受ける支援金など、様々な費用でまかなわれており、実質的な保険料の負担は全体の約1/4です。

北海道が国保運営に加わることで何が変わるの？



- 市町村が保険料を集めて、医療機関に医療費を支払うという制度はそのままです。
- 保険料を医療費の割り勘と考え、各市町村の中で割り勘していたものを北海道全体で割り勘することになり、市町村ごとに異なっていた保険料が全道で同じ水準に近づいていきます（平準化）。
- そのため、今まで個別の市町村で抱えていた問題も全道の市町村で解決していく、つまりは、全道で支え合うことになるので、国保制度が安定していきます。

北海道が国保運営に加わると、保険料は安くなるの？



- 道は、標準的な保険料を市町村に示し、市町村が実際の保険料を決定します。
- これまでは、医療費や所得の状況が異なる中で、市町村が保険料を決めていたので、現在の保険料は市町村ごとに大きく異なっています。
- 新たな制度では、全道で割り勘することになり、保険料が全道で同じ水準に近づいていきますが（平準化）、市町村によっては現在と比べて、保険料が上がったり、下がったりします。
- ただし、新たな制度になって急激に保険料が上がる市町村がないように、全道で支え合いながら激変緩和措置を行います。

道内の保険料は統一されるの？



- 新たな制度になっても、当初は、医療費や所得水準、解消すべき赤字額の違いなどにより、市町村ごとに保険料が異なります。
- ただし、上記のとおり保険料が全道で同じ水準に近づいていくので、将来的には保険料水準が統一されることとなります。

各種給付の申請や保険料・保険証に関するお問合せについては、
平成30年4月以降も、お住まいの市町村窓口へおたずねください。



新たな国保制度に関するご意見・ご質問については、
北海道保健福祉部健康安全局国保医療課へお問い合わせください
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号：(011) 204-5244 (直通)
E-mail: hofuku.kokuhounei@pref.hokkaido.lg.jp